島根県報

令和３年12月28日（火）

号外 第 152 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【条　例】

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（環境生活総務課）	9
島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	（青少年家庭課）	10
島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	（道路建設課）	11
都市計画法施行条例の一部を改正する条例	（都市計画課）	12
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（建築住宅課）	16
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	（警察本部）	20

公布された条例等のあらまし

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（条例第43号）

１　条例の概要

特定非営利活動促進法に基づく事務のうち、次の事務を吉賀町に権限移譲することとした。（第２条の表第35号関係）

⑴　設立の認証の申請書の受理及び設立の認証

⑵　設立の認証の申請に係る公表及び関係書類の縦覧並びに設立の認証及び不認証の通知

⑶　登記の完了の届出の受理及び登記をしない場合の認証の取消し

⑷　仮理事及び特別代理人の選任

⑸　不正行為等の報告の受理

⑹　役員の氏名等の変更の届出の受理

⑺　定款の変更の認証並びに軽微な事項に係る定款の変更の届出及び登記事項証明書の受理

⑻　事業報告書等の受理

⑼　事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写の実施

⑽　解散の認定及び解散の届出の受理

⑾　清算人の氏名及び住所の届出並びに清算結了の届出の受理

⑿　残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証

⒀　裁判所に対する意見の陳述及び裁判所の調査嘱託

⒁　合併の認証

⒂　法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令

⒃　設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする場合の理由を記載した書面の交付

⒄　警察本部長の意見の聴取

２　施行期日

令和４年４月１日から施行することとした。

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

１　条例の概要

貸金業者等による青少年に対する金銭の貸付け等の禁止に係る規定の整備（第20条関係）

２　施行期日

令和４年４月１日から施行することとした。

◇島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第45号）

１　条例の概要

⑴　歩行者利便増進道路の構造の一般的技術的基準を定めることとした。（第４条・第47条関係）

⑵　交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加することとした。（第35条関係）

２　施行期日

公布の日から施行することとした。

◇都市計画法施行条例の一部を改正する条例（条例第46号）

１　条例の概要

⑴　市街化調整区域内の開発許可等の基準を緩和するために条例で定めている隣接・近接区域並びに大規模既存集落区域及び既存集落区域について、災害により被害を受ける危険性の高い区域を含めないこととした。（第３条・第６条・第７条関係）

⑵　その他規定の整備

２　施行期日

令和４年４月１日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第47号）

１　条例の概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料（別表64の２の項関係）

⑴　長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定等に係る手数料の額の改定等

ア　計画の認定を受けようとする者

㈠　新築しようとする一戸建ての住宅の場合

改　正　前	改　正　後
45,000円（適合証の提出がある場合にあっては6,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては16,000円）	45,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、12,000円）

㈡　新築しようとする共同住宅等の場合

区　分	改　正　前	改　正　後
床面積の合計が500平方メートル以内のもの	104,000円（適合証の提出がある場合にあっては12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円）を計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）で除して得た額	104,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、22,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	164,000円（適合証の提出がある場合にあっては21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円）を認定申請数で除して得た額	164,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、36,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	325,000円（適合証の提出がある場合にあっては30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては167,000円）を認定申請数で除して得た額	325,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、59,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	583,000円（適合証の提出がある場合にあっては56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円）を認定申請数で除して得た額	583,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、95,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の	1,002,000円（適合証の提出がある場合にあっては96,000円、設計住	1,002,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあって

もの	宅性能評価書の提出がある場合にあっては439,000円）を認定申請数で除して得た額	は、145,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,825,000円（適合証の提出がある場合にあっては155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては786,000円）を認定申請数で除して得た額	1,825,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、242,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	2,608,000円（適合証の提出がある場合にあっては191,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,072,000円）を認定申請数で除して得た額	2,608,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、306,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,195,000円（適合証の提出がある場合にあっては203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,297,000円）を認定申請数で除して得た額	3,195,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、348,000円）を認定申請数で除して得た額

(ｳ)　増築し、又は改築しようとする一戸建ての住宅の場合

改　正　前	改　正　後
67,000円（適合証の提出がある場合にあっては、9,000円）	67,000円（確認書の提出がある場合にあっては、18,000円）

(ｴ)　増築し、又は改築しようとする共同住宅等の場合

区　分	改　正　前	改　正　後
床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円（適合証の提出がある場合にあっては、18,000円）を認定申請数で除して得た額	157,000円（確認書の提出がある場合にあっては、33,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円（適合証の提出がある場合にあっては、32,000円）を認定申請数で除して得た額	248,000円（確認書の提出がある場合にあっては、53,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円（適合証の提出がある場合にあっては、45,000円）を認定申請数で除して得た額	489,000円（確認書の提出がある場合にあっては、89,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円（適合証の提出がある場合にあっては、84,000円）を認定申請数で除して得た額	875,000円（確認書の提出がある場合にあっては、142,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円（適合証の提出がある場合にあっては、144,000円）を認定申請数で除して得た額	1,505,000円（確認書の提出がある場合にあっては、217,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円（適合証の提出がある場合にあっては、234,000円）を認定申請数で除して得た額	2,739,000円（確認書の提出がある場合にあっては、363,000円）を認定申請数で除して得た額

床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,913,000円（適合証の提出がある場合にあっては、287,000円）を認定申請数で除して得た額	3,913,000円（確認書の提出がある場合にあっては、459,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,793,000円（適合証の提出がある場合にあっては、306,000円）を認定申請数で除して得た額	4,793,000円（確認書の提出がある場合にあっては、521,000円）を認定申請数で除して得た額

イ　計画の変更の認定を受けようとする者

(ｱ)　アの(ｱ)の計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合

改　正　前	改　正　後
23,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては3,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては8,000円）	23,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6,000円）

(ｲ)　アの(ｲ)の計画の認定を受けた共同住宅等の場合

区　分	改　正　前	改　正　後
変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの	104,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円）を計画の変更の認定の申請の数（以下「変更認定申請数」という。）で除して得た額	104,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、22,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	164,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円）を変更認定申請数で除して得た額	164,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、36,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	325,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては167,000円）を変更認定申請数で除して得た額	325,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、59,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	583,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円）を変更認定申請数で除して得た額	583,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、95,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メー	1,002,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあって	1,002,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出

トル以内のもの	は96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては439,000円）を変更認定申請数で除して得た額	がある場合にあっては、145,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,825,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては786,000円）を変更認定申請数で除して得た額	1,825,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、242,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	2,608,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては191,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,072,000円）を変更認定申請数で除して得た額	2,608,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、306,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,195,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,297,000円）を変更認定申請数で除して得た額	3,195,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、348,000円）を変更認定申請数で除して得た額

(ｳ)　アの(ｳ)の計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合

改　正　前	改　正　後
34,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、5,000円）	34,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、9,000円）

(ｴ)　アの(ｴ)の計画の認定を受けた共同住宅等の場合

区　分	改　正　前	改　正　後
変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、18,000円）を変更認定申請数で除して得た額	157,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、33,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、32,000円）を変更認定申請数で除して得た額	248,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、53,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、45,000円）を変更認定申請数で除して得た額	489,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、89,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メート	875,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあって	875,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあって

ル以内のもの	は、84,000円）を変更認定申請数で除して得た額	は、142,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、144,000円）を変更認定申請数で除して得た額	1,505,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、217,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、234,000円）を変更認定申請数で除して得た額	2,739,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、363,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,913,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、287,000円）を変更認定申請数で除して得た額	3,913,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、459,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,793,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、306,000円）を変更認定申請数で除して得た額	4,793,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、521,000円）を変更認定申請数で除して得た額

⑵　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第９条第３項の規定による計画の変更の認定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
法第９条第３項の規定により計画の変更の認定を受けようとする者	3,000円

⑶　容積率の特例の許可に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
容積率の特例の許可を受けようとする者	161,000円

⑷　その他規定の整理

２　施行期日

令和４年２月20日から施行することとした。

◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第48号）

１　条例の概要

⑴　クロスボウの所持の許可に係る手数料の新設（別表第１の27の項関係）

区　　分	手数料の額
クロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する許可	
ア　１件のみ	6,800円
イ　２件目以降	4,300円
新たにクロスボウの所持の許可を受けようとする者に対する許可	
ア　１件のみ	10,500円
イ　２件目以降	6,700円

⑵　クロスボウの取扱いに関する講習会の受講に係る手数料の新設（別表第１の28の２の項関係）

区　　分	手数料の額
経験者講習	3,000円

初心者講習	6,900円

⑶　国際競技に参加するために入国する外国人のクロスボウの所持の許可に係る手数料の新設（別表第１の30の項関係）

区　　分	手数料の額
ア　１件のみ	3,900円
イ　２件目以降	1,800円

⑷　クロスボウの所持の許可の更新に係る手数料の新設（別表第１の32の項関係）

区　　分	手数料の額
新たな許可証の交付を伴う場合	
ア　１件のみ	7,200円
イ　２件目以降	4,800円
新たな許可証の交付を伴わない場合	
ア　１件のみ	6,800円
イ　２件目以降	4,400円

⑸　クロスボウの射撃練習を行う資格の認定に係る手数料の新設（別表第１の34の５の項関係）

区　　分	手数料の額
ア　１件のみ	9,300円
イ　２件目以降	5,600円

⑹　その他規定の整理

２　施行期日

令和４年３月15日から施行することとした。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年12月28日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県条例第43号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第２条の表第35号右欄中「津和野町」の次に「、吉賀町」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第２条の表第35号左欄に掲げる事務で同日以後においては吉賀町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以降における同法の適用については、それぞれ吉賀町長のした処分その他の行為又は吉賀町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年12月28日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県条例第44号

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第１項中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　次に掲げる者に対する貸金業者による金銭の貸付け又は貸付けの媒介、質屋による金銭の貸付け及び古物商による物品の買受け、売却の受託又は交換については、この条例による改正後の島根県青少年の健全な育成に関する条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

⑴　この条例の施行の日前に婚姻をし、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。次号において「改正法」という。）附則第２条第３項の規定によりなお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされる者

⑵　改正法附則第３条第２項の規定により婚姻をし、同条第３項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされる者

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年 12 月 28 日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県条例第 45 号

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第46条」を「第47条」に改める。

第35条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第48条を第49条とし、第47条を第48条とし、第46条の次に次の１条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第47条　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

２　前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

３　歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第１項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年12月28日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県条例第46号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成12年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第３条中「知事が」を「条例で」に、「市街化区域との境界から規則で定める距離の範囲内」を「規則で定める土地の区域」に、「土地の区域とする」を「ものとする」に改め、同条第１号を次のように改める。

⑴　市街化区域との境界から２キロメートルの範囲内の土地の区域

第３条第３号中「こと。」を「土地の区域」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号中「こと。」を「土地の区域」に改め、同号を同条第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　次に掲げる区域を含まない土地の区域

ア　建築基準法（昭和25年法津第201号）第39条第１項の災害危険区域

イ　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項の地すべり防止区域

ウ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域のうち、崩壊するおそれのある急傾斜地（同法第２条第１項の急傾斜地をいう。）の区域その他規則で定める土地の区域

エ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の土砂災害警戒区域（規則で定める土地の区域（同法第９条第１項の土砂災害特別警戒区域を除く。）を除く。）

オ　特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第１項の浸水被害防止区域

カ　水防法（昭和24年法律第193号）第15条第１項第４号の浸水想定区域のうち、次に掲げる事項を勘案して、洪水、雨水出水（同法第２条第１項の

雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として規則で定める土地の区域

(ア) 土地利用の動向

(イ) 浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間

(ウ) 過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況

キ　アからカまでに掲げる区域のほか、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域

第3条に次の2項を加える。

2　前項に規定する隣接・近接区域の土地の区域を定める規則は、市町村長の申出に基づき定めるものとする。

3　知事は、第1項の規則を定めようとするときは、あらかじめ島根県開発審査会の意見を聴かなければならない。

第5条の見出し中「予定建築物等」を「環境の保全上支障がある予定建築物等」に改め、同条中「認められる」の次に「用途として条例で定める」を加え、「（昭和25年法律第201号）」を削り、「建築物とする」を「ものとする」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する土地の区域（隣接・近接区域に限る。）において、規則で定める規模及び用途に供するものにあっては、この限りでない。

(1) 規則で定める一般国道の境界から200メートル以内の土地の区域

(2) 規則で定める県道の境界から50メートル以内の土地の区域

第5条に次の1項を加える。

2　第3条第2項の規定は、前項ただし書の規則について準用する。

第6条中「開発行為は、次の各号に掲げる開発行為」を「規定により条例で定める開発行為は、第3条第1項第2号に規定する土地の区域において行う開発行為であって、次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条第1号中「自然

的社会的諸条件」を「大規模既存集落区域（規則で定める土地の区域であって、自然的社会的諸条件」に、「地域」を「ものをいう。）」に改め、同条第2号中「自然的社会的諸条件」を「既存集落区域（規則で定める土地の区域であって、自然的社会的諸条件」に、「地域」を「ものをいう。）」に改め、同条第7号中「に規定する1ヘクタール未満の規模の工作物」を「各号に掲げる工作物であって、その規模が1ヘクタール未満のもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2　第3条第2項及び第3項の規定は、前項第1号及び第2号の土地の区域を定める規則について準用する。

第7条の見出し中「建築物」の次に「の新築等」を加え、同条中「定める建築物は、次の各号に掲げる建築物」を「条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（以下この条において「建築物の新築等」という。）は、第3条第1項第2号に規定する土地の区域において行う建築物の新築等であって、次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条第1号中「前条各号」を「前条第1項各号」に、「に係る予定建築物等」を「を行う土地において予定される建築物」に改め、「該当する建築物」の次に「の新築又は改築」を加え、同条第2号中「を増築し、又は改築した建築物」を「の増築又は改築」に改め、同条第3号中「附属建築物」の次に「の新築又は改築」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この条例による改正後の都市計画法施行条例（以下この項において「改正後の条例」という。）に規定する規則の制定及び公布並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3　この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項、第42条第１項又は第43条第１項の規定により申請された許可の申請で、この条例の施行の際現にこれに対する許可又は不許可の処分がされていないものの処分については、なお従前の例による。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年12月28日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県条例第47号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表64の２の項第１号中「第３項」を「第５項」に、「次号及び第５号」を「以下この項」に改め、同号ア中「適合証（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項の登録住宅性能評価機関（次号において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した法第６条第１項第１号から第５号までに掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあっては6,000円、設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては16,000円」を「確認書又は住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第６条の２第５項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては、12,000円」に改め、同号イ(ア)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円」を「、22,000円」に改め、「共同住宅等」の次に「（区分所有住宅（法第５条第１項に規定する区分所有住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）を除く。）」を加え、同号イ(イ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円」を「、36,000円」に改め、同号イ(ウ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては167,000円」を「、59,000円」に改め、同号イ(エ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円」を「、95,000円」に改め、同号イ(オ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、

「96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては439,000円」を「、145,000円」に改め、同号イ(カ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては786,000円」を「、242,000円」に改め、同号イ(キ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「191,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,072,000円」を「、306,000円」に改め、同号イ(ク)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,297,000円」を「、348,000円」に改め、同号ウ中「適合証」を「確認書」に、「9,000円」を「18,000円」に改め、同号エ(ア)中「適合証」を「確認書」に、「18,000円」を「33,000円」に改め、同号エ(イ)中「適合証」を「確認書」に、「32,000円」を「53,000円」に改め、同号エ(ウ)中「適合証」を「確認書」に、「45,000円」を「89,000円」に改め、同号エ(エ)中「適合証」を「確認書」に、「84,000円」を「142,000円」に改め、同号エ(オ)中「適合証」を「確認書」に、「144,000円」を「217,000円」に改め、同号エ(カ)中「適合証」を「確認書」に、「234,000円」を「363,000円」に改め、同号エ(キ)中「適合証」を「確認書」に、「287,000円」を「459,000円」に改め、同号エ(ク)中「適合証」を「確認書」に、「306,000円」を「521,000円」に改め、同項第2号ア中「適合証（変更の認定を受けようとする計画について登録住宅性能評価機関が作成した法第8条第2項において準用する法第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあっては3,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては8,000円」を「確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6,000円」に改め、同号イ(ア)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円」を「、22,000円」に改め、「共同住宅等」の次に「（区分所有住宅を除く。）」を加え、同号イ(イ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円」を「、36,000円」に改め、同号イ(ウ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合に

あっては167,000円」を「、59,000円」に改め、同号イ(エ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円」を「、95,000円」に改め、同号イ(オ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては439,000円」を「、145,000円」に改め、同号イ(カ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては786,000円」を「、242,000円」に改め、同号イ(キ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「191,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,072,000円」を「、306,000円」に改め、同号イ(ク)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,297,000円」を「、348,000円」に改め、同号ウ中「適合証」を「確認書」に、「5,000円」を「9,000円」に改め、同号エ(ア)中「適合証」を「確認書」に、「18,000円」を「33,000円」に改め、同号エ(イ)中「適合証」を「確認書」に、「32,000円」を「53,000円」に改め、同号エ(ウ)中「適合証」を「確認書」に、「45,000円」を「89,000円」に改め、同号エ(エ)中「適合証」を「確認書」に、「84,000円」を「142,000円」に改め、同号エ(オ)中「適合証」を「確認書」に、「144,000円」を「217,000円」に改め、同号エ(カ)中「適合証」を「確認書」に、「234,000円」を「363,000円」に改め、同号エ(キ)中「適合証」を「確認書」に、「287,000円」を「459,000円」に改め、同号エ(ク)中「適合証」を「確認書」に、「306,000円」を「521,000円」に改め、同項第4号中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同項に次の1号を加える。

(6)　法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可を受けようとする者	161,000円	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日から令和５年３月31日までの間に、この条例による改正前の島根県手数料条例（以下この項において「旧条例」という。）別表64の２の項第１号及び第２号に規定する適合証又は設計住宅性能評価書を添えて長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第５条第１項から第５項まで及び第８条第１項の規定による認定を受けようとする者に係る手数料の額については、旧条例別表第64の２の項第１号及び第２号の規定の例による。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年12月28日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県条例第48号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第１の27の項手数料を納付しなければならない者の欄中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項の１中「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の２中「１以外」を「１又は２以外」に、「同時に他の同項」を「同時に他の法第４条第１項」に改め、同項中２を３とし、１の次に次のように加える。

2　法第４条第１項第１号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の場合	１件につき　6,800円（当該許可を受けようとする者が同時に他の法第４条第１項第１号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可にあっては、4,300円）	

別表第１の28の項の１中「第５条の２第３項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同項の次に次のように加える。

28の２　銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３の２第１項の規定に基づ	１　現に銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号の規定による許可を受	１講習につき3,000円

くクロスボウの取扱いに関する講習会の講習を受けようとする者	けてクロスボウを所持している者に対する講習会 2　その他の者に対する講習会	1講習につき6,900円

別表第１の30の項手数料を納付しなければならない者の欄中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同表の32の項を次のように改める。

32　銃砲刀剣類所持等取締法（以下この項において「法」という。）第７条の３第１項の規定に基づく法第４条第１項第１号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者	1　新たな許可証の交付を伴う法第７条の３第１項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の場合	1件につき7,200円（当該更新を受けようとする者が同時に他の法第７条の３第１項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新及び当該更新を受けようとする者が同時に法第４条第１項第１号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けよ

		うとする場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新にあっては、4,800円）
	2　新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の場合	1件につき7,200円（当該更新を受けようとする者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新及び当該更新を受けようとする者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合

		における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新にあっては、4,800円）
	3　新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の場合	1件につき6,800円（当該更新を受けようとする者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新及び当該更新を受けようとする者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合にお

		ける当該法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新にあっては、4,400円）
	4　新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の場合	1件につき6,800円（当該更新を受けようとする者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新及び当該更新を受けようとする者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該法第

		7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新にあっては、4,400円）

別表第1の34の4の項の次に次のように加える。

34の5　銃砲刀剣類所持等取締法（以下この項において「法」という。）第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者		1件につき9,300円（当該認定を受けようとする者が同時に他の法第9条の16第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定にあっては、5,600円）

附　則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。